

○地域技能指導者運用要綱の制定について(通達)

(令和 2 年 6 月 12 日岡地第 189 号警察本部長例規)

改正 令和 5 年 7 月 11 日岡刑企第 265 号 令和 5 年 12 月 4 日岡教第 875 号
令和 6 年 12 月 23 日岡地第 336 号

各部長
首席監察官
総務統括官 殿
各所属長

この度、地域警察官の技能等の向上を図り、基本的執行力を強化するため、別添のとおり地域技能指導者運用要綱を制定したので、その効率的かつ効果的な運用に努められたい。

なお、地域技能指導員等運用要綱の制定について(通達)(平成 11 年 3 月 18 日岡地第 244 号例規)は廃止する。

別添

地域技能指導者運用要綱

第 1 趣旨

この要綱は、職務質問、巡回連絡又は広報紙作成に関して卓越した技能又は知識(以下「技能等」という。)を有する技能指導官等(岡山県警察の技能指導官等に関する規程(平成 23 年岡山県警察訓令第 10 号)第 1 条に規定する技能指導官及び準技能指導官をいう。以下同じ。)、地域部長が指定する技能指導員及び所属長が指定する準技能指導員(以下「地域技能指導者」と総称する。)を体系的かつ段階的に育成し、計画的な運用、拡充等により、地域警察官の技能等の向上を図るため、必要な事項を定める。

第 2 地域技能指導者の育成体制

地域技能指導者の育成は、地域技能指導者育成体制図(別紙)のとおり、育成及び指揮監督能力並びに実務能力に応じ、体系的かつ段階的な育成体制により行うものとする。

第 3 定義

この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 技能指導官等

岡山県警察の技能指導官等に関する規程(平成 23 年岡山県警察訓令第 10 号。以下「規程」という。)により職務質問等による犯罪の取締りの種別で任命された技能指導官及び準技能指導官をいう。

2 職務質問技能指導者

技能指導官等、職務質問技能指導員及び職務質問準技能指導員をいう。

3 巡回連絡技能指導者

巡回連絡技能指導員及び巡回連絡準技能指導員をいう。

4 広報紙作成技能指導者

広報紙作成技能指導員及び広報紙作成準技能指導員をいう。

第4 技能指導員等の種別

1 技能指導員の種別は次のとおりとする。

- (1) 職務質問技能指導員
- (2) 巡回連絡技能指導員
- (3) 広報紙作成技能指導員

2 準技能指導員の種別は次のとおりとする。

- (1) 職務質問準技能指導員
- (2) 巡回連絡準技能指導員
- (3) 広報紙作成準技能指導員

第5 技能指導員等の審査基準

1 技能指導員は、警部補又は巡査部長の階級にある地域警察部門の警察官で、次に掲げる種別に応じ、それぞれ次に定める基準のいずれにも該当する者の中から指定するものとする。

(1) 職務質問技能指導員

- ア 職務質問準技能指導員に指定されている者又は指定された経歴を有する者
- イ おおむね過去5年間における職務質問による犯罪検挙実績が極めて優秀である者又は職務質問による犯罪検挙関係の表彰歴が他と比較して顕著である者
- ウ 職務質問準技能指導員としての指導実績が他と比較して顕著である者
- エ 原則として、管区規模専科「職務質問」を修了した者又は職務質問短期派遣研修会を修了した者

(2) 巡回連絡技能指導員

- ア 巡回連絡準技能指導員に指定されている者又は指定された経歴を有する者
- イ おおむね過去5年間における巡回連絡の活動実績が極めて優秀である者
- ウ 巡回連絡準技能指導員としての指導実績が他と比較して顕著である者

(3) 広報紙作成技能指導員

- ア 広報紙作成準技能指導員に指定されている者又は指定された経歴を有する者
- イ おおむね過去5年間における広報紙作成の活動実績が極めて優秀である者
- ウ 広報紙作成準技能指導員としての指導実績が他と比較して顕著である者

2 準技能指導員は、警部補又は巡査部長の階級にある地域警察部門の警察官で、次に掲げる種別に応じ、それぞれ次に定める基準のいずれにも該当する者の中から指定するものとする。ただし、巡査(巡査長を含む。)の階級にある地域警察官であっても、勤務実績が優秀かつ極めて優れた指導力を有する者等で、指定しようとする種別の基準を満たすものである場合は、この限りでない。

(1) 職務質問準技能指導員

ア おおむね過去 5 年間に於ける職務質問による犯罪検挙実績が優秀である者又は職務質問による犯罪検挙関係の表彰歴が他と比較して顕著である者

イ 原則として岡山県警察学校職務質問専科を修了した者

(2) 巡回連絡準技能指導員

おおむね過去 5 年間に於ける巡回連絡の活動実績が優秀である者

(3) 広報紙作成準技能指導員

おおむね過去 5 年間に於ける広報紙作成の活動実績が優秀である者

第 6 技能指導員等の指定及び指定の取消し

1 技能指導員

(1) 所属長は、第 5 の 1 の基準に該当すると認める者を、技能指導員推薦書(様式第 1 号)及び地域技能指導者名簿(様式第 2 号)により、地域部地域課長(以下「本部地域課長」という。)を経由して地域部長に推薦するものとする。

(2) 地域部長は、所属長が推薦した者の中から適格者を技能指導員に指定するものとする。

(3) 地域部長は、技能指導員が警部に昇任したとき、地域部門以外の部門に配置換えとなったとき又は技能指導員としての職務の遂行に支障が生ずると認められる事由が生じたときは、指定を取り消すものとする。

また、地域部長は、指定後おおむね 3 年を目途として技能指導員の適格性についての審査を行い、当該期間の指導実績又は犯罪検挙状況が低調であるなどの場合は、指定を取り消すものとする。

2 準技能指導員

(1) 所属長は、第 5 の 2 の基準に該当すると認める者を、準技能指導員報告書(様式第 3 号)及び技能指導者名簿により、本部地域課長を経由して地域部長に報告し、事前にその承認を得た上で準技能指導員に指定するものとする。

(2) 所属長は、準技能指導員が警部に昇任したとき、他の所属若しくは地域部門以外の部門に配置換えとなったとき又は準技能指導員としての職務の遂行に支障が生ずると認められる事由が生じたときは、地域部長と協議の上、指定を取り消すものとする。

また、所属長は、指定後おおむね 3 年を目途として準技能指導員の適格性についての審査を行い、当該期間の指導実績又は犯罪検挙状況が低調であるなどの場合は、地域部長と協議の上、指定を取り消すものとする。

第 7 職務質問技能指導者の運用

1 職務質問技能指導班

(1) 設置及び編成

地域警察官の職務質問に関する技能等(以下「職務質問技能等」という。)の向上を効率的かつ効果的に推進するため、地域部に職務質問技能指導班を設置し、本部

地域課及び地域部機動警ら隊に所属する職務質問技能指導者をもって編成するものとする。

(2) 職務

職務質問技能指導班の職務は、次のとおりとする。

- ア 地域警察官の職務質問技能等の向上
- イ 職務質問技能指導者の育成及び運用
- ウ 各所属における職務質問技能指導者の指導要領の点検及び必要な助言
- エ 各種教養資料、業務マニュアル等の作成

(3) 指導教養指針

指導に当たっては、地域性、犯罪情勢等を考慮するとともに、講義等により効率的に職務質問技能等の向上を行う集合教養、ロールプレイング方式による実戦的指導及び実際の職務質問現場における実戦指導について、指導対象者のニーズ、経験及び技能に応じた指導教養を行うほか、各種指導教養の効果について分析・検証を行うなど、効果的な職務質問技能の向上に向けた取組に留意するものとする。

(4) 指導要領

ア 集合教養

多数の者に対して、職務質問技能伝承に係る基本的事項を効率的に指導するため、警察学校又は各所属に地域警察官を招致して、技能指導官等による講義又は講話を積極的に実施するものとする。

イ 実戦的指導

地域警察官全体に対する職務質問技能伝承を効果的かつ効率的に推進するため、実戦指導よりも多くの対象者を指導することが可能なロールプレイング方式の教養訓練を行うなど、より実戦的な指導を積極的に実施するものとする。

ウ 実戦指導

職務質問技能指導員、職務質問準技能指導員及び同候補者を対象として、一定期間これらの者の勤務する所属に職務質問技能指導班員を派遣し、又はこれらの者を職務質問技能指導班に招致して、現場における実戦指導を実施するものとする。

エ 岡山県警察学校職務質問専科における教養

岡山県警察学校職務質問専科において、職務質問技能指導者の育成を目的に、職務質問の意義、重要性、指導者としての役割、心構え、各種犯罪検挙要領、職務質問技能指導要領等について教養を行うものとする。

オ 職務質問スキルアップ研修会等

職務質問技能指導者としての実務能力及び指導力の向上並びに士気高揚を目的に、前年度の岡山県警察学校職務質問専科修了者を対象とした研修会、職務質問技能指導者を対象とした研修会等を積極的に実施するものとする。

2 職務質問技能指導員の職務

職務質問技能指導員の職務は、次のとおりとする。

(1) 現場における実戦指導

ア 自所属の地域警察官に対する実戦指導

イ 他所属に派遣又は他所属から研修生を受け入れて、職務質問準技能指導員を対象とした同行指導により実施する実戦指導

(2) 集合教養

ア 自所属の研修会等における講話

イ 警察学校に派遣しての講義及び他所属に派遣しての講話

(3) 技能指導官等の補助

技能指導官、準技能指導官及び他の職務質問技能指導員が行う職務質問技能等の指導教養に係る補助

3 職務質問準技能指導員の職務

職務質問準技能指導員の職務は、次のとおりとする。

(1) 現場における実戦指導

ア 原則として、通常勤務を通じた同行指導による実戦指導

イ 所属長が認める場合において一時的な勤務変更を行った上で実施する同行指導による実戦指導

(2) 集合教養、研修会等における教養

自所属の集合教養、研修会、ロールプレイング方式の教養訓練等における指導及び効果的な活動事例の紹介

(3) 職務質問技能指導者の補助

他の職務質問技能指導者が行う職務質問技能等の指導教養に係る補助

第8 巡回連絡技能指導者の職務

1 巡回連絡技能指導員の職務

巡回連絡技能指導員の職務は、次のとおりとする。

(1) 現場における実戦指導

ア 自所属の地域警察官に対する実戦指導

イ 他所属に派遣又は他所属から研修生を受け入れて、巡回連絡準技能指導員を対象とした同行指導により実施する実戦指導

(2) 集合教養

ア 自所属の研修会等における講話

イ 警察学校に派遣しての講義及び他所属に派遣しての講話

(3) 巡回連絡技能指導員の補助

他の巡回連絡技能指導員が行う巡回連絡に関する技能等の指導教養に係る補助

2 巡回連絡準技能指導員の職務

巡回連絡準技能指導員の職務は、次のとおりとする。

(1) 現場における実戦指導

ア 原則として、通常勤務を通じた同行指導による実戦指導

イ 所属長が認める場合において一時的な勤務変更を行った上で実施する同行指導による実戦指導

(2) 集合教養、研修会等における教養

自所属の集合教養、研修会、ロールプレイング方式の教養訓練等における指導及び効果的な活動事例の紹介

(3) 巡回連絡技能指導者の補助

他の巡回連絡技能指導者が行う巡回連絡に関する技能等の指導教養に係る補助

第9 広報紙作成技能指導者の職務

1 広報紙作成技能指導員の職務

広報紙作成技能指導員の職務は、次のとおりとする。

(1) 集合教養

ア 自所属の研修会等における講話

イ 警察学校に派遣しての講義及び他所属に派遣しての講話

(2) 広報紙作成技能指導員の補助

他の広報紙作成技能指導員が行う広報紙作成に関する技能等の指導教養に係る補助

2 広報紙作成準技能指導員の職務

広報紙作成準技能指導員の職務は、次のとおりとする。

(1) 集合教養

自所属の集合教養、研修会等における指導教養及び効果的な活動事例の紹介

(2) 広報紙作成技能指導者の補助

他の広報紙作成技能指導者が行う広報紙作成に関する技能等の指導教養に係る補助

第10 地域技能指導者の派遣

1 所属長は、他所属の技能指導員による指導教養を行おうとする場合は、当該技能指導員が置かれている所属の長(以下「派遣元所属長」という。)と協議した上で、技能指導員派遣要請書(様式第4号)により、本部地域課長を経由して地域部長に派遣を要請するものとする。

2 地域部長は、1の要請に基づき派遣元所属長に派遣を求めるものとする。

3 技能指導官等の派遣の要請は、規程の定めるところにより行う。

第11 地域技能指導者の運用上の留意事項

地域技能指導者の運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

1 地域技能指導者の技能等の向上及び連帯感の醸成

地域技能指導者を招致しての検討会を開催するなどにより、技能指導員及び準技能指導員(以下「技能指導員等」という。)の技能等及び指導力の向上に努めるとともに、地域技能指導者としての連帯感の醸成を図ること。

2 評価及び賞揚

地域技能指導者の評価に当たっては、通常地域警察活動における評価に加え、地域技能指導者として行った指導教養及びその効果等についても適正に評価するとともに、各所属において地域技能指導者がやりがいをもって指導教養が行えるよう、適宜適切な時期等を捉え、個人及び所属に対する賞揚を行うなど、士気の高揚を図ること。

第12 地域技能指導者の活動結果等の報告

所属長は、技能指導員等の活動状況について、(準)技能指導員活動結果報告書(様式第5号)により、年度ごとに本部地域課長を経由して地域部長に報告するものとする。

第13 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
技能指導員推薦書	本部地域課	3年
地域技能指導者名簿	本部地域課	指定取消し後5年
	作成した所属(本部地域課を除く。)	指定取消しまでの間
準技能指導員報告書	本部地域課	3年
技能指導員派遣要請書	本部地域課	1年
(準)技能指導員活動結果報告書	本部地域課	1年